

# 11月は国民年金月間です

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114  
中村年金事務所 ☎052-453-7200

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

## 国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国………国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担………私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制………物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証………生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料控除の対象………確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金………けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

## 国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

### 第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

### 第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

### 第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

## 国民年金の保険料の納め方

### 第1号被保険者

- ・日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で直接金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- ・保険料は、月額16,410円(令和元年度)です。
- ・口座振替のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- ・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

### 第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

### 第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

## 保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。また、学生には学生納付特例制度があります。所得の審査対象者および内容は右表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,100				
半額免除	8,210				
4分の1免除	12,310				
納付猶予制度	0	されない			本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年間納付しないと「時効」として処理されますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。ただし令和2年3月31日までに追納する場合、平成29年4月より古い期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるためには、10年以内に追納してください。

## ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

## 年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きの際は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

## 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

予約受付専用電話の受付時間は平日(月～金曜日)午前8時30分～午後5時15分です。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

## 人権推進課からのお知らせ

### みんなで考えよう

ひとりで悩んでいませんか？

『女性に対する暴力をなくす運動』期間

11月12日(火)～25日(月)

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシユアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

**DV(ドメスティックバイオレンス)とは？**

配偶者等からの暴力をDVといい、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれます。

また、デートDVとは恋人などの親密な関係、あるいはそうした関係であった者からのさまざまな暴力のことです。相手が配偶者ではなく、また同棲もしていない状態であるというだけで、暴力の形態など基本的にはDVと何ら変



わりませぬ。

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか。内容はすべて秘密ですので安心して相談してください。

**相談窓口** 人権推進課

予約不要、電話・面接どちらも無料

**時間** 午前8時30分～午後5時15分

(市役所閉庁日は除く)

**問合せ** 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-9364

### 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月18日(月)～24日(日)

DVや職場等におけるセクシユアルハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談ができます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽に相談してください。

### 相談専用電話

☎0570-070-810

**相談日時** 11月18日(月)～24日(日)

(平日)午前8時30分～午後7時

(土日)午前10時～午後5時

※なお、強化週間外は平日の午前8時30分～午後5時15分

**相談担当者** 法務局職員および人権擁護委員

護委員

**問合せ** 名古屋法務局人権擁護部

☎052-952-8111

内線1450



### 人権週間講演会

人権問題について認識を深めてもらうため、人権週間を前に人権週間講演会を開催します。また、昨年12月に小学生を対象に実施した作品コンクールの中から、選出した作品の展示を行います。

**日時** 11月19日(火) 午後1時30分～

3時(午後1時開場)

**場所** 文化会館小ホール

**講師** 宮本延春氏(作家元高校教師)

**演題** 「オールの落ちこぼれ、教師になる」いじめ、引きこもり、天涯孤

独の絶望を乗り越えて

### 入場料 無料

**主催** 市、津島人権擁護委員協議会津島地区委員会

**後援** 市教育委員会、市青少年問題協議会

議会議

**問合せ** 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-9364

### 男女共同参画セミナー受講者の募集

地域の防災をみんなで考える  
～被災後もみんなが安心するために～

いつ起こるか分からない災害のために、防災について考えてみませんか。

**日時** 11月23日(土祝)

午前10時～11時30分

**場所** 児童科学館2階視聴覚室

**講師** 椿佳代氏(エンジェルランプ(男女共同参画の視点で考える防災・減災のグループ)代表)

**受講料** 無料

**申込** 11月11日(月)から電話または直接

左記へ。

※託児をご希望の方は11月11日(月)～19日(火)に申し込みが必要(無料。4力月

から未就学児まで。人数制限有)。

**問合せ** 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-9364





## 児童虐待防止推進月間

## 子ども・若者育成支援県民運動強調月間

### 189(いちはやく) ちいさな命に 待たなし

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

#### あなたにできる防止対策

- ・まわりの子どもに関心を持ってください。
- ・自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったら、ためらわず通報してください。

#### 問合・相談先

家庭児童相談室 ☎24-0350  
 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121  
 海部児童・障害者相談センター ☎25-8118  
 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)

### 育てよう 自分に勝てる子 負けない子

青少年の健全な育成には、社会全体の責務として「青少年は地域社会からはぐくむ」という意識を全ての市民が持つことが重要です。

この機会に、子ども・若者を取り巻く環境を大人自身も振り返り、子ども・若者が社会の一員として自立し、活躍していくことができるよう、支援の輪を拡げていきましょう。

#### 街頭啓発キャンペーン

日時 11月14日(木) 午後3時30分  
 場所 ヨシツヤ津島本店  
 主催 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会  
 問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)  
 ☎55-9421

## 警察からのお知らせ～広げよう支援の輪～

11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です。犯罪被害者は、被害後に生じるさまざまな問題(身体不調、経済的困窮など)に苦しめられています。犯罪防止や犯罪被害者の方のために何ができるかを考えていきましょう。

#### 被害相談

警察では各種相談窓口を開設し、犯罪被害者からのさまざまな相談に応じています。

相談窓口名・電話番号	受付時間	内容
性犯罪被害110番 ☎0120-67-7830 #8103(短縮ダイヤル)	終日	性犯罪被害相談 (#8103は一部の通信事業者は有料)
ハートフルステーション・あいち ☎0570-064-810	月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時	性犯罪被害者のためのワンストップ 支援センター(一宮市)
ふれあいコール ☎052-561-0184	終日	列車内の痴漢被害相談
被害少年相談電話 ☎0120-7867-70	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪やいじめ等の 少年の被害に関する相談
ストーカー110番 ☎052-961-0888	終日	ストーカー被害に関する相談
暴力団に対する相談窓口 ☎052-951-7700	終日	暴力団に対する相談
ハートフルライン ☎052-954-8897	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪被害者のための心の悩み相談
(公社)サポートセンターあいち(民間団体) ☎052-232-7830 ☎0570-783-554(全国共通ナビダイヤル)	月～金曜日(祝日を除く) 午前7時30分～午後10時 午前10時～午後4時(全国共通ナビダイヤル)	犯罪被害等に関する相談

#### 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者の方に対して、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償を十分に受けることができない場合に、国が給付金を支給する制度です。

詳しくは、警察署または警察本部住民サービス課にお問い合わせください。

問合 津島警察署警務課 ☎24-0110

## シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 11月11日(月)～20日(水)

### 後部座席でもシートベルト、「カチッと!」ね

後部座席でシートベルトを着用しないと、交通事故に遭った場合、自分自身への大きな被害、車外放出、前席同乗者への加害などの危険性があります。後部座席でのシートベルトの着用は、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ります。シートベルトは命綱! 車に乗ったら、まず全員がシートベルトをカチッと締めましょう。

### 抱っこでは守れない 子どもの命

時速40kmで衝突時、子どもの体重は実際の約30倍にも相当します。これでは、大人がどんなに力持ちでも「抱っこ」で支えることはできません。

### 子どもを事故から守るのは、大人の責任です

チャイルドシートは習慣づけることが大切です。また、正しく取り付けられているかどうかを確認してください。正しく取り付けしていないと効果が薄れて、重大な事故につながるケースもあります。

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

## 11月10日(日)は「あいち地震防災の日」

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路や家族間の連絡方法の確認などをおこなしましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。

※指定避難所・避難場所・一時避難場所、非常持ち出し品チェックリストなど、市ホームページ(安心・安全→防災)もご覧ください。

問合せ 危機管理課危機防災G

☎55-9594



## 秋季全国火災予防運動 11月9日(土)～15日(金)



### ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

### 住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

#### 4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・このくらいなら良いと油断しない。

#### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・出火延焼防止のために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を備える。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### 住宅用火災警報器は付いていますか?

一般住宅でも住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。住宅用火災警報器は家族や近所にいち早く火災発生を知らせてくれるものです。住宅用火災警報器の作動により、火災を未然に防ぐことができた事例が多く報告されています。

まだ設置していないご家庭は、大切な家族とご自身のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

### いざという時に作動しますか?

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化され、そろそろ電池が切れる時期となります。種類によって異なりますが、電池を交換するタイプでは、交換時期はおおむね10年です。「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、警報音が正常に鳴るかどうか確認してみましょう。設置から10年経過したもの、または警報音が鳴らない場合は交換しましょう。

いざという時に正常に作動するように、日ごろからお手入れや点検を定期的に行いましょう。

### 設置器具

煙式の住宅用防災機器(警報器または報知設備)で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨しています。

日本消防検定協会NSマーク



### 取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場で販売されています。

### 悪質な訪問販売に注意!

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格や無理強い販売などを行う業者に注意してください(クーリングオフの対象になります)。

問合せ 消防本部予防課危険物G ☎23-0419